

横浜市排水設備指定工事店規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水設備工事責任技術者（次条第2号アからウまでのいずれかに該当する者をいう。）のうち神奈川県内の営業所に専属して置かれるもの（以下「専属の責任技術者」という。）に係る同号ア若しくはイの証明書又は同号ウに該当することを証する書類（全員のもの）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水設備工事責任技術者（次条第2号ア又はイのいずれかに該当する者をいう。）のうち神奈川県内の営業所に選任して置かれるもの（以下「選任した責任技術者」という。）に係る同号ア又はイの証明書（全員のもの）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
<p>(指定の基準)</p> <p>第3条 市長は、工事店の指定を受けようとする者が次の各号に適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の営業所に次のいずれかに該当する者を専属して1人以上置く者であること。</p> <p>ア 神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを示す証明書（有効期間内のものに限る。）の交付を受けている者</p> <p>イ 神奈川県下水道協会が実施する講習で市長が指定するものの課程を終了したことを示す証明書（有効期間内のもの</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第3条 市長は、工事店の指定を受けようとする者が次の各号に適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の営業所に次のいずれかに該当する者を選任して1人以上置く者であること。</p> <p>ア 神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを示す証明書（有効期間内のものに限る。）の交付を受けている者</p> <p>イ 神奈川県下水道協会が実施する講習で市長が指定するものの課程を修了したことを示す証明書（有効期間内のもの</p>

<p>に限る。)の交付を受けている者 ウ その他市長がアに掲げる者と同等以上の工事に関する知識及び経験があると認める者 (3) (略) (4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの イ 第9条第2項の規定により工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 エ 法人であって、その代表者又はその他の役員のうちからアからウまでのいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>に限る。)の交付を受けている者 (ウを削除) (3) (略) (4) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 第9条第2項の規定により工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 オ 法人であって、その代表者又はその他の役員のうちからアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p>
<p>(排水設備指定工事店の責務及び遵守事項) 第7条 第1項 (略) 2 排水設備指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 工事に係る設計及び工事の施行の管理は、専属の責任技術者に行わせなければならない。 (7)～(9) (略)</p>	<p>(排水設備指定工事店の責務及び遵守事項) 第7条 第1項 (略) 2 排水設備指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 工事に係る設計及び工事の施行の管理は、選任した責任技術者に行わせなければならない。 (7)～(9) (略)</p>

<p>(10) 専属の責任技術者には、市長が特に必要と認めて実施する工事に関する講習を受けさせなければならない。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 市長が行う工事の完了検査には、専属の責任技術者を立ち合わせなければならない。</p>	<p>(10) 選任した責任技術者には、市長が特に必要と認めて実施する工事に関する講習を受けさせなければならない。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 市長が行う工事の完了検査には、選任した責任技術者を立ち合わせなければならない。</p>
<p>(届出)</p> <p>第8条 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、排水設備指定工事店異動届出書（第4号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 専属の責任技術者を変更したとき。</p> <p>(6) 専属の責任技術者の住所、氏名又は勤務先に変更があったとき。</p> <p>(7) 電話番号その他の連絡先を変更したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(届出)</p> <p>第8条 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、排水設備指定工事店異動届出書（第4号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 選任した責任技術者を変更したとき。 (第6号を削除)</p> <p>(6) 電話番号その他の連絡先を変更したとき。</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則(令和6年3月規則第28号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則(令和6年 月規則第〇〇号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和6年 月 日から施行する。</p>